

(1)

部会名

子ども部会 ⑫

政策提言

「子どもの権利」を尊重した、子どものニーズに応じた機能整備と充実化のための「子ども参加の促進」(「子どもの権利基本法」の制定を含む)と、「子どもと向き合う専門家の配置」(臨床心理士、スクールカウンセラー、ユースコーディネーター等)

現状と問題点

- ・子どもを、社会を構成する権利主体として規定する法律がない
- ・「障がい(害)者」「女性」などを対象にした施策においては、「当事者」を交えた会議を実施し、「当事者」の声を施策に反映させているが、「子ども政策」と言いながらも、当事者である「子ども」の声を意思決定過程に取り込む仕組みや、ニーズ調査などが整備されていない
- ・各地の自治体において子ども参加によって「子ども(の権利)条例」などが策定され、「市民参加条例」においてその年齢を有権者よりも引き下げる(神奈川県大和市は16歳から。市町村の合併に関する住民投票においても、未成年者が投票した自治体も100弱ある)など、先進的な事例は多々ある
- ・孤独を感じる子どもは3人に1人(ユニセフ調査)、疲れを感じている高校生は10人に8人(日本青少年研究所調査)など、子どもを取り巻く環境は悪化しており、子どもの自尊感情は低く、「子どもの声」をきちんと受けとめることのできるおとなは少なく、子どもと向き合う専門家が不可欠である
- ・「新しい公共」という取り組みにおいて、今を生活している市民としての子どもを巻き込むことは、大きなアピールにつながる

具体的内容

- ①子どもの権利保障に関する理念を法律として規定する、例えば「子どもの権利基本法」を制定し、社会を構成する権利主体として子どもを位置づける
- ②子どもの権利基本法制定にあたっては、食べる、休む、遊ぶ、学ぶ等、子どもが子どもとして人間らしく成長発達していくために必要な基準を定める
- ③②子どもに関する施策を実施する際は、子どもに限定したパブリックコメントや「公聴会」を義務付けるとともに、施策によっては、子どもによる審議会(公募制で作文等で選抜)を設置し、意思決定過程に子どもを関与させる
- ④③子どもに関する施策の実施後は、子どもからのヒアリングを実施する
- ⑤④「子どもの声」をきちんと受けとめることのできる専門家(臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ユースコーディネーター等)を、学校や児童館などに配置するとともに、子どもと向き合う専門家を育成する

期待される効果等

- ・子どもが、社会を構成する権利主体として規定される
- ・子ども時代から市民参加できれば、おとなになってからも市民参加の必要性を意識し、社会を構成する一員としての自覚も高まる
- ・自分の声を聴いてもらえることにより、安心感・信頼感が生まれるとともに、自尊感情が高まる
- ・子どもの声を聴くおとなが増える
- ・子ども時代から民主主義を体感することが、民主主義を醸成する

必要な予算額・条件等(単位：百万円)

- ・パブリックコメントや「審議会」の実施においては、予算措置は必要であるが、従来の予算を流用する範囲で実行が可能であり、特別な予算措置は必要とならない
- ・子どもと向き合う専門家の配置及び育成

<スクールカウンセラー配置に必要な予算>

※スクールカウンセラーの平均時給 5250 円

http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/shiryo/07080209/006.htm

※1校あたり、5250円×4時間/1日×週2回×40週×1/2補助=84万円

公立小学校 約21000校 84万円/1校×2.1万校=176.4億円

公立中学校 約10000校 84万円/1校×1万校=84億円

その他、専門家育成のための費用や、市民団体・NPOなどとの連携のための費用が不可欠となる

※スクールカウンセラーの平均時給 5250 円

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/shiryo/07080209/006.htm

※1校あたり、5250円×4時間/1日×週2回×40週×1/2補助=84万円

政策提言の責任者[所属団体・役職・氏名] [メールアドレス]

模擬選挙推進ネットワーク 事務局長 jza04643@nifty.ne.jp

日本子どもNPOセンター 理事 [電話番号]

林 大介 090-1991-7458